

第 141 回 I P U（列国議会同盟）会議派遣参議院代表団報告書

団	長	参議院議員	藤末 健三
		同	矢倉 克夫
同	行	国際会議課	外川 裕之
会	議	同	大野 ちひろ
要	員	同	伊藤 あかり
同		同	

第 141 回 I P U 会議は、2019 年 10 月 13 日（日）から 17 日（木）までの 5 日間、ベオグラード（セルビア）のサバ・センターにおいて、149 の国・地域、9 の準加盟員（国際議員会議）、38 のオブザーバー（国際機関等）から 1,729 名（うち、議員 739 名）が参加して開催された。

参議院代表団は、衆議院議員 3 名と共に、日本国会代表団（団長・福井照衆議院議員、副団長・藤末健三議員）を構成し、会議に参加した。なお、日本国会代表団は、台風 19 号の影響により日本出発が 1 日遅れ、13 日に行われた開会式、地域会合等には出席できなかったが、限られた日程の中で精力的に活動を行った。

以下、本報告書では、参議院代表団の活動に重点を置きつつ、今次会議の概要を報告する。

1. 本会議

本会議は 14 日から 17 日までの 4 日間にわたり開催され、以下の議題について審議が行われた。

（1）第 141 回 I P U 会議の議長の選挙

14 日、マヤ・ゴイコビッチ・セルビア議会議長が今次 I P U 会議の議長に選出された。

（2）緊急追加議題

会議においては、①インドから、「気候変動への取組」について、②フランス、英国、ドイツ、スイス及びエジプトから、「市民及び国際安全保障の保護：トルコのシリア侵攻停止の要求」について、③トルコから、「欧州各国のテロリズムとの闘い、特にシリア内の紛争の解決におけるダブルスタンダード」について、④ペルーから、「ペルーにおける代議制民主主義の再建及び民主主義原則の尊重の推奨に関する緊急の要請」について、計 4 件の緊急追加議題の挿

入要請が行われた。なお、デンマーク、ドイツ、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、ウクライナ及びトルコから挿入要請がなされた「気候変動との闘いに若者の声を反映させるための要請」については、ドイツが②の議題案の共同提出国となり、トルコが③の議題案を提出することとしたため、会議前に撤回された。

14日の本会議において、それぞれ概要説明が行われた後、投票が行われた。

日本国会代表団を代表し藤末議員は、①の議題案に賛成20票を投じ、その他3件の議題案についてはそれぞれ棄権した。

投票の結果、①及び②の議題案が緊急追加議題として認められるために必要な3分の2以上の賛成票を得、うち、前者が賛成809票、反対364票、棄権191票で最多の賛成票を得たことから、今次IPU会議の緊急追加議題として採用された。

15日の本会議において、採用された緊急追加議題に関する討議が行われた。

同日、ベルギー、インド、イラン、オランダ、ロシア、セーシェル及び英国の7か国の代表で構成される起草委員会が開催され、同議題に関する決議案の審議が行われた。

16日の本会議において、起草委員会によって起草された決議案「気候変動への取組」が上程され、同決議案は全会一致をもって採択された（緊急追加議題の全文は別添1参照）。

（3）「国際法の強化：議会の役割及び機能並びに地域協力の貢献」に関する一般討議

一般討議は、14日から16日までの3日間にわたり行われ、藤末議員、福井議員及び若手議員発言枠の矢倉克夫議員を含む140名以上の各国代表等が演説した。

藤末議員は、15日の同討議において、核兵器廃絶の実現に向けた議会人の役割について発言した。具体的には、自身の母が長崎の原子爆弾投下による紫色のキノコ雲をその目で見たことに言及し、何万人もの命を奪ったその原爆を、人類に使われた最後の原爆にすることが自らの使命であり、政府と独立した議会人として核兵器禁止条約を進めていく旨発言した。また、核兵器不拡散条約、中距離核戦力全廃条約及びイラン核合意等の枠組みが十分に機能し

ていない現状を指摘し、このような状況においてこそ、核保有国と非核保有国の対話の促進に一層取り組まなければならない、核兵器のない世界の実現のためには議会人による積極的な対話が不可欠である旨発言した。

また、矢倉議員は、16日の同討議において、若手議員の立場から発言した。近年、自国中心主義的な動きが目立つようになり、WTOが理念としているルールに基づいた多国間主義が危ぶまれている点を指摘した上で、持続可能な社会を実現するためにも、次世代を導いていくべき若手議員こそが多国間主義を重視し、協調、共存という理念を強く訴えていかなければならず、G20大阪サミットで確認された自由貿易体制を支える基本原則等が確実に実行されるよう、我々議会人は自国政府に働きかけていく必要がある旨述べた。さらに、15日の本会議において藤末議員が発言した核兵器廃絶の取組に言及した上で、日本こそが核保有国と非核保有国の対話の要となるという政府の決意を後押ししつつ、核のない世界の実現に向けて引き続き尽力する旨発言した。

17日の本会議において、一般討議の成果を取りまとめた成果文書「ベオグラード宣言」が承認された（成果文書の全文は別添2参照）。

（４）「2030年までのユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成：健康の権利を確保する上での議会の役割」に関する決議の採択

17日の最終本会議において、民主主義及び人権に関する委員会（第3委員会）によって起草された決議案が上程され、採択された。

決議は、各国議会に対し、2030年までに自国政府がユニバーサル・ヘルス・カバレッジを達成できるよう、可能な限り全ての立法措置及び政策を講ずるよう要請するとともに、性と生殖に関する健康と権利、女性及び女兒に特有の健康ニーズ等に対処し、安全な予防接種を促進し、持続可能な医療財政のため、必要な予算措置を講ずるよう要請する等の内容となっている（決議の全文は別添3参照）。

（５）各常設委員会の報告

各常設委員会から今次IPU会議期間中の活動の報告が行われ、第2委員会の名称を「持続可能な開発、金融及

び貿易に関する委員会」から「持続可能な開発に関する委員会」に変更することを含め、17日の本会議で承認された。

(6) 第143回IPU会議における民主主義及び人権に関する委員会(第3委員会)の議題の採択及び報告委員の指名

17日の本会議において、第3委員会により上程された第143回IPU会議の議題「インターネット上の児童の性的搾取を撲滅するための世界的な立法措置」及び共同報告委員の指名に係る提案が承認された。

(7) IPU規約及び規則の改正

17日の本会議において、IPU会議におけるジェンダーバランスをより促進するための一連のIPU規約及び規則の改正が承認された(3.-(4)参照)。

2. 常設委員会

持続可能な開発、金融及び貿易に関する委員会(第2委員会)

第2委員会は、14日及び16日に開催され、①「SDGs、特に責任ある消費及び生産を達成するためのデジタル化及び循環経済の主流化」に関する討議、②「2019年国連気候変動会議に向けた議会の貢献」に関する討議及び③IPU決議「危機に対し強靱な開発に向けて：人口統計傾向及び自然的制約を考慮に入れて」のフォローアップが行われ、矢倉議員が出席した。

矢倉議員は、①の議題において、食品ロス対策について発言した。食品ロスは、廃棄に伴うコスト増や環境負荷の点から社会にとって大きな損失であることから、公明党は2015年にプロジェクトチームを設置し、現場の声を聞き取りながら、法整備を求める政府への提言を展開してきたほか、国会審議において与野党間の合意形成に中心的な役割を果たし、その結果、本年、食品ロス削減推進法が成立した旨発言した。また、サプライチェーンの最適化を達成するために、AIを活用した商品の需要予測による過剰な生産の抑制など、我が国で行われている取組を紹介しつつ、デジタル技術を活用した取組は、食品ロス削減と同時に企業利益の向上や人手不足の解消等につながる可能性があり、公明党は引き続きその普及促進を積極的に後押しして

いく旨発言した。

また、矢倉議員は、②の議題において、持続可能な社会の実現のためには、安定した地球環境を整える必要がある一方、温室効果ガス排出量は増加の一途をたどり、過去5年間の世界の平均気温は観測史上最高となることが予測されていることを指摘した上で、気候変動への対応は、もはやコストではなく、次世代の人々が持続可能な社会を享受できるようにするための投資であり、未来への成長戦略である旨発言した。また、CO₂を一切排出しない水素を活用したエネルギーの普及促進は、脱炭素社会の実現に大きく寄与する旨発言し、日本はCOP25の際の議員会議で採択される予定の成果文書案に対し、水素の利活用に関する修正案を提出する予定である旨述べた。矢倉議員の発言に対し、同議員会議報告委員のギド・ジラルディ・チリ上院議員から水素の利活用について賛同の意が表され、日本の修正案を歓迎したい旨の発言があった。

また、矢倉議員は、③の議題において、防災・減災の主流化の重要性について発言した。冒頭、台風19号の被害に対する各国の支援に謝意を示すとともに、地球温暖化等を原因とした自然災害の多発化は従来の想定を超えており、人間の安全保障の達成や持続可能な開発の実現にとって不可欠である防災・減災対策を、今こそ政治の主流にすべきである旨発言した。また、我が国はこれまでも国連国際防災戦略の活動支援やアジア防災センターを通じ、防災情報の共有や人材育成などODAを活用した支援を継続してきたが、被災者の健康・避難生活環境の改善、医療施設等における多様なエネルギー源の確立など、正に災害を経験したからこそ反映できる知見や技術を有しており、日本がリードし、世界における防災・減災の主流化を進めていく旨発言した。

3. 第205回評議員会

第205回評議員会は、14日及び17日に開催された。審議の主な内容は以下のとおりである。

(1) IPU加盟資格

新規加盟等の要請はなく、IPU加盟国・地域数は変わらず179である旨報告があった。

(2) 2020年度IPU予算案

第5回世界議長会議等の開催に伴う経費などを補うため、対前年度比約10%増となる総額約1,780万スイスフランの予算案が承認された。国連における分担率の改定に応じてIPUの分担率が自動調整され、日本の分担金額は、前年度比約7万スイスフラン減の約94万スイスフラン(分担率8.56%)となり、日本は中国に次ぐ第2位の拠出国となった。

(3) 今後の会議

今後の開催が確認された会議のうち、主なものは以下のとおりである。

- ・ 第142回IPU会議(2020年4月16日～20日、ジュネーブ(スイス))
- ・ 第13回女性議長会議(2020年8月17日及び18日、ウィーン(オーストリア))
- ・ 第5回世界議長会議(2020年8月19日～21日、ウィーン(オーストリア))
- ・ 第143回IPU会議(2020年10月11日～15日、キガリ(ルワンダ))

(4) IPU規約及び規則の改正

同一の性の国会議員のみによって構成される代表団に対し、IPU会議に派遣することのできる人数を制限するなど、制裁を更に強化することで、IPU会議におけるジェンダーバランスをより促進するためのIPU規約及び規則の改正が承認された。

(5) 執行委員選挙

アジア・太平洋地域グループから推薦されたタイ及びパキスタンを含む候補者が執行委員に選出された。

4. その他

参議院代表団は、衆議院議員と共に日本国会代表団としてヴラディミル・マリニコビッチ・セルビア議会副議長、イビツァ・ダチッチ・セルビア第一副首相兼外務大臣、ロシア代表団及びミャンマー代表団と懇談を行ったほか、アジア諸国の女性議員を招いた昼食会、TICADのフォローアップのためアフリカ諸国の議員を招いた昼食会及び

現地邦人企業関係者との朝食懇談会を実施し、意見交換を行った。

また、参議院代表団は、単独で英国代表団と懇談を行ったほか、藤末議員は、会議の合間を活用し、延べ100名を超える各国議員と立ち話を行い、矢倉議員は、メキシコ代表団などとの立ち話に加え、セルビア代表団の若手議員との懇談を行った。さらに、両議員は、ボシュコ・ブハ養護学校を訪問し、日本政府がODAにより供与した職業訓練室への洋裁用機材等を視察し、教員や障がいを持った児童との意見交換及び交流を行った。

気候変動への取組 採択決議

(2019年10月16日(水)、本会議にて全会一致をもって採択)

第141回IPU会議は、

- (1) 179の加盟議会で構成される国際機関であるIPUのビジョンとミッションに共鳴する、平和及び発展のための民主的統治の役割及び重要性を認識し、第139回及び第140回会議におけるIPUの気候変動に関するコミットメントを想起し、
- (2) 人為的要因による地球温暖化は、今日の国際社会が直面する主要な課題の一つであることを認識し、
- (3) 環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ21、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)、京都議定書、カンクン合意、ヨハネスブルク実施計画、ワルシャワ決定、「S.A.M.O.A. Pathway」、仙台防災枠組、アディスアベバ行動目標及び持続可能な開発のための2030アジェンダといった気候変動の様々な側面に関する過去の国際協力を基礎に構成された、パリ協定における国際社会のコミットメントを想起し、
- (4) また、衡平並びに共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則に基づき地球温暖化問題に対処するUNFCCC締約国のコミットメントを想起し、
- (5) 持続可能な生活様式並びに消費及び生産の持続可能な態様が、気候変動への対処において、先進締約国が率先することにより、重要な役割を果たすことをパリ協定が認めたことを認識し、
- (6) 海洋を含む全ての生態系の本来のままの状態における保全及び「母なる地球」として一部の文化によって認められる生物の多様性の保全を確保することの重要性、並びに「気候の正義」の概念の一

部の者にとっての重要性をパリ協定が留意していることを想起し、

- (7) また、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 2℃ 高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 1.5℃ 高い水準までのものに制限するための努力を、この努力が気候変動のリスク及び影響を著しく減少させることとなるものであることを認識しつつ、継続するパリ協定のコミットメントを想起し、
 - (8) 利用可能な最良の科学に基づく多くの報告書が、地球温暖化が 1.5℃ に制限された場合でさえ、その結果は広範で、深刻で、損害を与えることが予想されるが、多国間のプロセスを通じた迅速かつ集中的な行動並びに活発な国際協調及び協力によって、相当程度緩和され得ると示唆していることを認識し、
 - (9) 開発途上国における最大の優先事項が、持続可能な開発を達成するパリ協定のコミットメントと一致する、世界の人口の大部分の福祉を保障するための持続可能な開発の道筋に沿った急速な発展であり続けることを想起し、
 - (10) 持続可能なライフスタイルに関するマラケシュ・タスク・フォースの下で行われた取組並びに持続可能な消費及び生産における他の地域のグループによる取組を歓迎し、
 - (11) 地球に生きる者のそれぞれの貢献として、個人及び集団レベルで、伝統と現代の持続可能な生活様式の革新的融合を促進する上で、地域社会、企業及び金融部門、学界及び研究機関、子供及び若者、メディア並びに政府の努力とイニシアティブを賞賛し、
 - (12) 2030 年までに持続可能な開発目標 (SDGs) を進め、各国議会が、誰一人取り残さずにこの目標を達成するため効果的な措置を実施するよう説明責任を政府に負わせることを確保するという 2015 年のハノイ宣言における I P U のコミットメントを想起し、
1. 全ての締約国に対し、パリ協定を文言のみならずその精神にも留意して実施し、U N F C C C の規定並びに関連議定書及び協定を遵守

しながら、緩和と適応に断固かつ迅速に投資するよう強く要請する。

2. 各国に対し、温度目標の達成を可能にし、とりわけ、緩和の不足が、脆弱な地域社会、人口、地域及び国にとっての適応の負担を大幅に増大させることに留意するパリ協定に従って、強力かつ効果的な緩和行動をとるよう強く要請する。
3. パリ協定の先進締約国に対し、開発途上国に資金、技術及び能力構築の支援を提供するという協定の下でのコミットメントを文言のみならずその精神にも留意して実施するよう要請する。
4. 何百万もの人々の暮らし及び福祉の源である天然資源を維持し、拡充するために、開発途上国における適応のための緊急の行動を強化する必要性を強調する。
5. 全ての締約国に対し、気候変動の影響に伴う損失及び損害に関するワルシャワ国際制度の効果的な実施のため、迅速に前進するよう強く要請する。
6. 各国議会に対し、自国の政府が、地球温暖化に対処し、気候変動の要因及び影響に関する意識を向上させ、広範な教育を提供するための効果的な措置を講ずる上で主導的役割を担い、また、持続可能な生活様式並びに持続可能な態様の消費及び生産の採用を積極的に推奨することを求めるよう要請する。
7. また、各国議会に対し、自国の政府が、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、包括的国土強靱化メカニズムの策定を支援し、災害リスク軽減及び防止を強化し、効果的な対応のために災害への備えを拡充し、とりわけ砂漠化、森林破壊、砂嵐及び大洪水を含む災害へのリスク軽減措置及び社会的強靱性に対して投資することを求めるよう要請する。
8. 全ての議会人に対し、全ての関係者と協力しながら、自国の政府と共に、SDGsの迅速な実施に向かい、それによって気候変動に対する強靱性の向上及び適応に貢献することで、パリ協定を実施するよう要請し、特に全ての議会人に対し、気候変動との闘いにおける

若者の声及び解決方法を聴くため、そして若年世代との対話の扉を開くために、若者に関与するよう要請する。

9. 開発途上国への資金、技術及び能力構築における支援において、緩和よりも適応に向けた大幅な移行及び強化を強く訴える。

ベオグラード宣言

「国際法の強化：議会の役割及び機能並びに地域協力の貢献」

(2019年10月17日(木)、本会議にて承認)

我々、140以上の国並びに25以上の地域的及びその他の議会間機関の議員は、第141回IPU会議に際しベオグラード(セルビア)に集い、IPUの130周年を記念し、平和への献身を支持し、そして国際法は連帯及び協力に基づく世界秩序の根幹であることを強調する。

我々は、国連憲章第1条及び第2条の目的及び原則を固く支持し、また、我々の国民にとってより良い世界は法の支配に基づく国際秩序内でのみ実現可能であることを認識する。

我々は、国連を軸とした、共通の課題に対する解決策を見つけ、国家間の紛争を解決し、ジェノサイド・戦争犯罪・人道に対する罪への説明責任を確保し、犯罪不処罰と闘い、そして国家の国際約束遵守を検証するために設計された、強力で効果的な多国間機関への支持を表明する。また、国際的な法的秩序を促進し、我々の共有するコミットメントの完全な実施を可能にする、地域協力への支援を誓う。

今日、世界は、国際人道法の重大な違反並びに国家の領土保全及び政治的独立の尊重、武力による威嚇又は武力行使の抑制、内政不干涉、及び国際人道法を支持する国家の義務といった国際法の基本的ルール、原則及び基本理念の度重なる違反を目の当たりにしている。気候、貿易及び軍縮に関する協定の不履行もまた、国際法の違反であり、開発、福祉及び国際安全保障に大きな影響を与える。

我々は、国際法に反する全ての行動を非難し、そして我々の国民が欠乏及び恐怖から解放された生活を送ることができるよう、より良い世界のビジョンを現実とする変革を主導、促進するために団結する。

我々の討議は、国際法の形成及び実施並びにこれを目的とした地域協力の貢献の強化における議会の行動のためのいくつかの手段を明確化した。

国際法の形成及び実施

関連する法律を制定し、その実施を確保するのは最終的には各国議会である。ソフト・ロー及び慣習法は、国際規範の形成と、見通しがつきやすく、また、ルールに基づいた国際秩序の強化を促進する。議会の立法、予算及び監視機能を鑑みれば、各国議会は国際条約及びその他の法的拘束力のある文書を法律及び政治制度並びにその国家の現実に変換することにより積極的でなければならない。

議会及び議会人として、我々は以下を行わなければならない。

- 国家レベルで、交渉の初期段階において条約、協定及びその他の法的拘束力のある国際文書に関する議会での議論を行い、また、このような文書に関して交渉権限を持つ国の機関に対する議会の監視機能の一層の強化の確保を目指すこと
- 国際法が国内法に移行されるよう確保し、また、効果的かつ根拠に基づいた政策及び計画を展開し、必要な予算を割り当て、成功裡の実施を厳密に監視することにより、この法が確実に実施されるよう確保すること
- 必要に応じて、国際法を国内法に円滑（例：自動での組み込み）かつ効果的（例：より上位の法令への帰属）に組み込むための適切な法的枠組みの整備が確保されるよう、法律上及び憲法上の改革を実施すること
- 特に、国際条約機関へ提出するために準備される国別報告書の調査及び貢献に関するものなど、国際約束の国内実施に関する定期的審査に参加すること
- 国内法と国際法の適合性を体系的に評価することを委託された議会内の特別委員会の設置を検討すること
- 主要な世界的プロセスをフォローし、国が新たな国際約束を締結する前に、（議会報告書等を通じて）議会が意見を述べる機会を確保することを含め、交渉権限を持つ国の機関に対し議会の視点を提供すること

- 地域的に及び全国的に潜在的な紛争に対する早期警戒を実施し、緊張の激化を避け、対話と協力のための橋渡しを支援し、国家の民族浄化及びその他の国際人権法の重大な違反を含む、ジェノサイド、戦争犯罪及び人道に対する罪に関する国際法上の義務の遵守を確保するための適切な行動を取ること
- 司法の独立性を保障し、国際法規範に関連する訴訟事件の審理のための国内裁判所の能力を強化するための法律、政策及び予算を採用するための最大限の努力をすること
- 国際法を支える国民意識及び社会的関与の構築を支援し、人権及び人道法が全ての教育機関のカリキュラムに含まれることを確実にすること
- 市民社会組織に関与し、彼らが議会的プロセスも活用して国際法の強化及び遵守へ貢献することを奨励すること

優先分野での取組

我々各国がこれまで署名した多種多様な国際文書を認識しつつ、我々は以下のとおり緊急の対処を必要とする複数の優先分野を明確化した。

- 気候の緊急事態に確実に取り組み、気候変動に関するパリ協定を批准及び実施し、持続可能な開発目標を達成すること
- 国際人権法、国際人道法及び国際刑事法を断固として尊重及び促進すること
- 児童の権利条約 30 周年に当たって、本条約及びその選択議定書の規定の完全な実施に向けて改めて真摯に努力すること
- 北京行動綱領及び安保理決議第 1325 号の規定に沿って、ジェンダー平等及び女性の政治的エンパワーメントを達成するための努力を倍増し、女子差別撤廃条約の完全な実施のための緊急の措置をとることについて、我々の議会内から取組を始めること

- ジュネーブ諸条約の70周年に当たって、国際人道法の遵守を強化し、関連する規範及び効果的な資金提供を通じて、人道支援活動を促進すること
- 軍隊及び治安部隊が国際人道法に関する適切な訓練を受けていることを確保し、彼らがその行動に説明責任を負うよう確保すること
- 軍縮及び不拡散の分野でのコミットメントを実現し、大量破壊兵器の廃絶を確実にすること
- 核兵器の段階的廃絶、特に「先制不使用」の原則に積極的にコミットすること、いつでも発射できる状態にある又は実戦配備されている核兵器の数を削減すること及び地球を数回破壊するに余りある数の既存の核弾頭の数を削減することに向けた国際的な取組を支援すること
- 保護を受ける権利を有する者がその援助を実際に享受することを確保するための重要な一步として、国家レベルでの国際人道法及び人権に関する法律文書の批准及び効果的な実施を確保すること
- 国家的な人権機関等を設立し、これらの機関と議会の間での協力を強化することを含め、国際的な人権基準の遵守を確保するため、効果的な制度的インフラを確立すること
- 必要なプラットフォームを作ること及び若者の参加に向けた具体的措置を実施することを含め、意思決定において若者の声に耳が傾けられることを確実にすること
- 国内法に沿って、国際裁判所及び国際刑事裁判所との協力を通じた闘いを含め、国際犯罪の不処罰と闘うこと

地域協力の貢献

地域の協力は、国際法秩序を強化し、紛争の平和的解決に貢献し、及び持続可能な平和を発展させる、不可欠な要素である。8,000万以上の死者を出した第二次世界大戦に至る、何世紀にもわたる血なまぐさい紛争の末に、欧州のかつての敵対国は、今では5億2,000万人以上の市民

が前例のないレベルの平和、自由及び繁栄を享受する欧州連合の前身である欧州石炭鉄鋼共同体を創り出した。ラテンアメリカ及びカリブ諸国の地域協力は、世界で初めて一大陸全てを非核兵器地帯とする、1967年トラテロルコ条約を実現させた。アフリカでは、特にアフリカ連合を通じた地域及び準地域協力が政治的安定性及び経済発展のけん引役となってきた。地域的機関の大多数は、その政府間的要素を補い、地域間及び地域内のより深い理解と協力の促進を目標とする、対応する議員会議及び議会連合を有している。

我々は、以下の方法で、国際法に対する地域協力の貢献を更に拡大することを目指す。

- 信頼及び理解の醸成を可能とする政治的対話及び共同事業の促進を目的とした地域的イニシアティブを積極的に支援すること
- 未解決の問題に取り組み、危機の際の架け橋を築く支援をするため、議員外交が提供するツールを活用すること
- 地域協力におけるグッドプラクティスを明確化し、普及させ、また、具体的な共同行動のため提案を策定すること
- それぞれの地域議会組織内で、地域的及び国際的なコミットメントの実施の監視を支援するための制度を導入すること
- 地域的及び国際的組織のレベルにおいて透明で説明責任のある仕組みを審査し、強化すること
- 地域的特質を考慮しつつ、普遍的価値及び規範の遵守を強化するため、地域及び準地域レベルで戦略的パートナーシップを構築すること
- グッドプラクティスを共有し、地域議会組織と我々の世界的機関であるIPUとの間の対話及び協力を促進すること
- 2020年の第5回世界議長会議の準備といった文脈も含め、議会間組織の国際的な統括機関であるIPUの議会間協力の一貫性及び有効性強化のための努力を支援すること

2030年までのユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成：
健康の権利を確保する上での議会の役割
採択決議

(2019年10月17日(木)、本会議にてコンセンサス*により採択)

第141回IPU会議は、

- (1) 世界保健機関(WHO)憲章で確認されているように「到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一である」こと、また、健康の権利は、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約並びにあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約及び障害者の権利に関する条約を含むその他の広く批准されている国際規範により保障されていることを想起し、
- (2) また、2012年IPU決議「基本的権利としての健康へのアクセス：女性及び子供の健康を保護するための主要な課題への取組における議会の役割」とその決議に対する2017年における補遺を想起し、全ての人の健康への権利を推進するためになされた国内外の取組を高く評価し、
- (3) 世界中の政府が、2030年までに持続可能な開発目標(SDGs)のターゲット(特に目標3、ターゲット8)としてユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成を目標として設定したことを強調し、また、「全ての人々のための健康的な生活及び福祉のための世界行動計画」やUHC2030を含むマルチステークホルダー・プラットフォームといった調整メカニズムを歓迎し、
- (4) 第74回国連総会ユニバーサル・ヘルス・カバレッジハイレベル会合における政治宣言を歓迎し、アディスアベバ行動目標を背景と

* インド代表団は、前文パラグラフ8の「先住民」という用語について留保を表明した。

する世界各国の政府のための開発資金の分野において掲げられた重要なコミットメント及び目標を想起し、

- (5) UHC アジェンダを推進する上での各国議会及び議会人の重要な役割並びにUHCを達成するための公的機関、非政府組織、学術機関、民間団体及び全ての関連する利害関係者との有意義な協力の必要性を確認し、
- (6) UHCに向けて大きな進展が見られた一方で、世界人口の半分以上が依然として必要な医療サービスへのアクセスを欠いており、医療費のために毎年1億人が極度の貧困に追い込まれ、さらに8億人が家計の少なくとも10パーセント以上を医療費に費やしていることに留意し、
- (7) また、UHCは、必要とされる時に、丁寧かつ公正な形で、財政的苦難を引き起こすことなく提供される、健康増進から予防、診療、治療、リハビリテーション及び緩和ケアに至るまでの必要不可欠であり、入手可能であり、アクセス可能であり、許容可能であり、手頃な価格であり、また、質が高い、あらゆる医療サービスに全ての個人と地域社会がアクセスできるような国家の医療政策及び計画を意味することに留意し、
- (8) UHCは、医療サービスが平等で差別なく提供されること、また、特に弱い立場、不利な立場に置かれ、偏見を持たれ又は疎外された人々、子供、若者、女性、高齢者、先住民、障がいを持つ人々（特に女性と子供）、希少又は顧みられない病気を患う人々、移民、難民、非定住者、へき地居住者、特にへき地に住む女性、そして精神的健康障害又は持病の影響を受けている人々が誰一人取り残されないことを確実にしなければならないことを認識し、個人が複合した若しくは重複する形態の差別に苦しむ場合、影響が更に大きくなることを特に留意し、
- (9) 女性、子供、若者、高齢者及び障がい者が健康上の問題及び回避可能な死という最大の犠牲を強いられており、必要な医療のために支払う財源が限られ、それによりこれらの人々が、経済的に不

利で、貧困へのリスクがより高い状況に置かれていることに懸念を表明し、

- (10) 女性は、一般的に男性より多額の医療関係の支出を負担し、生殖医療や妊産婦保健などの女性特有の健康問題が、UHCにおけるサービスの制限により又は対象外にあることにより不利な影響を受けていることを懸念とともに留意し、
- (11) 予防接種キャンペーンを含むプライマリー・ヘルス・ケアが人々の心身の健康と福祉を向上させるための最も包括的、効果的かつ効率的なアプローチであるとともに、UHCを可能とする持続可能な医療制度の基盤でもあることを認識し、SDGs達成に向けた不可欠な一歩として、プライマリー・ヘルス・ケア制度を強化するという2018年のアスタナ宣言における政府間のコミットメントを歓迎し、
- (12) 自らの健康を改善し守るための力を人々に十分に与えるための医療制度ガバナンスの中核的要素として、公平で、よく整備され、アクセス可能で、統制がとれ、技術ある労働力に支えられた人間中心の医療サービスの重要性並びに患者の安全及び質の高い医療の重要性を主張し、
- (13) 強固な医療制度とUHC達成のための根幹である人的資源の必要要件の充足を支援するため、WHO保健人材に関する世界戦略：労働力2030に対する継続的なコミットメント及びその進展と、保健医療部門の雇用と経済成長に関する国連ハイレベル委員会の成果の履行の重要性を留意し、
- (14) 包括的な持続可能な開発を達成するための基礎として、健康の権利の憲法上の側面と、国家予算の一定の割合を医療に割り当てることの重要性を強調し、
- (15) また、UHCへの投資は、雇用を創出し、成長を高め、ジェンダー不平等を含む不平等を減らす人的資本への投資であることを強調し、さらに持続可能で適切な健康財源の重要性を想起し、

- (16) また、UHCに向けた進歩は、政治的、社会的、経済的、環境的及び気候的な健康の決定要因について取組が必要とされることに留意し、
- (17) 複雑な緊急事態の増加がUHCの達成を妨げていること、そして緊急事態においてUHCを守るための人道的な規範及び原則に従って、国内外の協力を通じて協調的かつ包括的なアプローチを確実にすることが不可欠であることに留意し、
- (18) 難民に対する医療サービスの提供は、受入れ国、特に数百万人の難民を受け入れるいくつかの国にとって大きな負担となり得ることに鑑み、世界中で増加する難民の数に対し懸念を表明し、難民にUHCを提供するための具体的な対策をとるべき国際社会の責任を認識し、
- (19) 世界健康安全保障とUHCの関係及び緊急事態や脆弱な状況において、特に紛争地域の女性に関し、不可欠な医療を継続して提供することの必要性を意識し、各国による国際保健規則（2005年）の遵守を提唱及び支援することにより、伝染病と病気の蔓延を防ぐべく、並びに特に医療的な緊急事態の間における公衆衛生リスクを防止、発見及び対処するため、各国の強固な公衆衛生における中核的な能力を確実にするべく行動を起こすことを決意し、
- (20) UHCの達成は、全ての人があらゆる年齢層で健康な生活を送り、福祉を得ることの本質であり、あらゆるレベルでの強力かつ持続的な政治的コミットメントを必要とすることを認識し、
1. UHCの漸進的実現に対する最大限、可能な限りの資源の投入は、たとえ困難な状況にあっても全ての国にとって可能かつ達成できることを再確認し、各国議会及び議会人に対し、2030年までの各国政府のUHC達成を支援し、質が高く、手頃な価格、アクセス可能な医療サービスを確実なものとするため、適用可能なあらゆる法的措置及び政策を講じるよう要請する。
 2. 各国議会に対し、UHCのための強固な法的枠組みを整備し、現実におけるUHC法制の効果的な履行を確実にし、また、法律上及び

実際上において全ての人に差別なく公衆衛生と医療サービスが保障されることを確実にするよう要請する。

3. また、各国に対し、I P Uの支援の下、2030年までにU H Cを達成するための政治的支援を維持するために、自国議会と緊密に協力し、各国議会及び議会人の間でU H Cについて更に認識を高め、プロセスに全面的に取り組ませるよう要請する。
4. さらに、各国議会に対し、健康とは即ち各国の持続可能な開発の前提条件であり要素であることから、今後、国の開発計画及び政策の特徴の一つとしてU H Cが確立されるように取り組むよう要請し、
5. 各国に対し、各国の医療政策及びプログラムがジェンダーに配慮され、成果主義的であり、自己決定権の尊重及びインフォームドコンセントの原則を含む国際人権基準に一致し、包摂的かつ参加型のプロセスによって策定されていることを確実にするよう要請し、また、各国議会に対し、プライマリー・ヘルス・ケアと二重職業訓練支援などによる人的資源の強化を含む手段などにより、医療サービスへのアクセスを妨げる法的又はその他の障壁を取り除くよう要請する。
6. 特にそのほとんどが女性である地域医療提供者の取組を認め、支援し、彼らが基本的な医療サービスを特にへき地において効果的に提供できるようにする政策を推進することによって、女性、子供、若者及びその他の特にプライマリー・ヘルス・ケアレベルにおいて脆弱な立場に置かれる人々への不可欠なサービスを含む医療サービスが、利用可能であること、アクセス可能であること、支払可能な価格であること、許容可能であること及び質が高いことが、重視されるよう要請する。
7. 各国に対し、国民の健康リテラシーを促進するための、また、アルコールやタバコの使用、労働安全衛生、肥満及び性感染症などの行動関連の健康問題に対処するための予防及び教育プログラムの実施を奨励する。

8. 各国に対し、尊厳があり、可能な限り痛みのない方法による終末期という国民からの幅広い要求に応えるために、緩和ケア及び痛みの軽減を基本的な医療サービスに含めるよう要請する。
9. 各国議会に対し、特に母乳育児、体系的な予防接種キャンペーン及び幼児期の発達介入を促進し、性的、生殖的、妊産婦、新生児及び青年期の医療及び栄養サービスを強化することによって、また、可能な限り最大限に安全で、効果的で、手頃な価格で、許容可能な現代的な家族計画の手法に関する情報とアクセスを提供することによって、妊産婦、新生児、子供及び若者の死亡率並びに罹患率を低下させるために医療制度を強化するよう要請する。
10. 各国議会に対し、特に若者のための性と生殖に関する健康と権利を保護するための医療部門の介入が他の部門、とりわけ男女平等の推進、児童婚並びに早期及び強制された結婚、早期及び意図しない妊娠並びに女性の性器切除などのジェンダーに基づく暴力やその他の形のジェンダーに基づく暴力の撲滅のための促進的措置、早期発見、予防的措置及び教育的措置と組み合わせられることを確実にするよう要請する。
11. また、各国議会に対し、子宮頸がん、乳がん及びH I V - A I D Sの意識向上、予防及び早期発見、思春期の少女への支援及びサービスの提供並びにジェンダーに基づく暴力の被害者への適切な支援及びサービスを含む、女性と女兒の特定の健康ニーズに対応するよう要請する。
12. 各国議会に対し、U H Cを実施するための国家政策が、あらゆる形態の栄養失調に、特に思春期の少女、妊娠中及び授乳中の女性並びに最初の1,000日間の子供の栄養ニーズに特に注意を払って対処することを確保するよう要請する。
13. また、各国議会に対し、基本的で、手頃な価格で、安全で、効果的かつ質の高い医薬品、医療機器、避妊具、ワクチン、診断法及びその他の技術へのアクセスを差別なく促進し、偽造医薬品を撲滅し、伝染性疾患と非伝染性疾患のための医薬品とワクチンのイノベーション及び研究開発を支援するよう要請する。

14. 各国議会に対し、感染症に対する最も効果的な予防措置として、各国政府の予防接種プログラムを促進し、また、ワクチン接種に対する国民の不安を軽減するため、新しいワクチンの臨床試験中の患者安全規制を強化する措置を制定するよう要請する。
15. 障がい又は慢性的な肉体的・精神的健康障害と共に生きる人々のための早期診断、支援、アクセス可能かつ質の高い医療情報及び手頃な価格の医療サービスの必要性並びにそうした状態を有する人々をエンパワーし、包摂する取組の範囲を広げる必要性を強調する。
16. 政府全体及び社会全体でUHCを達成するためのパートナーシップに基づくアプローチを奨励し、各国議会に対し、UHCに対する国民の意識を向上させ、地域社会及び関連する全ての利害関係者を、彼らの現実に即した計画と戦略の立案に参加させるよう要請する。
17. 保健予算措置及び計画と保健関連の意思決定のプロセスにおけるジェンダー、公平及び人権の問題への体系的なアプローチの必要性、情報に基づいた、個人と地域社会、特に女性による参加の必要性並びに健全な政策選択を確保するため、健康ニーズに関し信頼に足る根拠を生み出すことができる保健情報システムの必要性を強調する。
18. 各国議会に対し、UHCの進捗状況を評価するための健全な国内指標と細分化されたデータの確立を主張するよう要請し、UHCの実施においてジェンダーに基づく差別を取り除くために、定期的な報告と細分化されたデータの正しい活用を要求する。
19. 各国議会に対し、開発資金に関するアディスアベバ行動目標を考慮するよう、そしてWHOが定める名目GDPの5パーセントに相当する国内資源の最低目標に留意しながら、必要に応じた予算の増額を含む持続可能な保健財政並びに効率性、公平性、良質性、費用抑制及び資金調達の安定的な基盤を促進する措置を通じて、UHCの漸進的実現に適切な国内資源を配分するよう要請する。

20. 各国に対し、過去 10 年間に実施された過度に厳しい予算制約を緩和することを目的とした関連する国際フォーラムにおける積極的な行動を実施し、新しい医師と医療スタッフの採用のためにより多くの資源を割り当てるよう要請する。
21. 各国議会に対し、人的資源と適切な医療設備の間にしばしば見られる格差を埋めるため、人的資源に対する研修が医療施設の機器の信頼性と同等となることを確保するよう要請する。
22. また、各国議会に対し、医療サービスへの自己負担額を減らすため、財政的保護を確実にし、健康へのアクセスを妨げる財政上の障壁を取り除くよう要請する。
23. 政府開発援助を提供している先進各国の議会に対し、先進各国はそれぞれの G D I の少なくとも 0.7 パーセントを政府開発援助に充てるという国連総会決議に留意しながら、研究開発を含む健康への援助を増進するよう要請し、各国議会に対し、各国政府と国際的な資金提供者が、資金援助の受益国において資金援助と U H C 達成のための医療制度、計画、優先事項を一致させることを確実にするよう要請する。
24. 各国議会に対し、各国政府に U H C のコミットメントの効果的な履行に対する説明責任を持たせ、U H C の方針やプログラムの影響を監視するため、全ての一般的な議会の権能を利用するよう要請し、必要に応じて是正措置を講じるよう政府を奨励し、さらに各国議会に対し、この決議の実施をフォローアップする仕組みを確立するよう要請する。
25. 特に低・中所得国における U H C の達成に向けた進歩を加速するための、技術に基づいた医療イノベーションと医療の新しいモデルへの転換の可能性を強調する。
26. また、公的機関、特に医療機関に対し、医療の厳格な倫理基準を遵守し、その他の国内外の機関とともに、武力紛争、脆弱な状況又は自然災害など、健康やその他の緊急事態の被害者に対する継続的な医療サービスと治療を確実にするよう要請する。

27. 各国及び全ての武力紛争関係者に対し、医療を確保すること、また、ジュネーブ条約及びその追加議定書並びに紛争下の医療従事者及び医療施設の保護に関する国連安全保障理事会決議第 2286 号に基づき、医療関係者及び医療にのみ従事する人道支援者、これらの人々の移動手段及び医療機器、また、紛争地域における保健センター、病院及びその他の医療施設並びに学校及び訓練所に対する、暴力、攻撃及び脅威への予防及び対処のための効果的な措置を発展させることを、このような攻撃が健康システムを構築する努力を遂行不可能とすることに留意しながら、強く要請する。
28. 国際社会の関係当局に対し、全ての国が、難民に適切な医療サービスを提供し、難民の UHC を可能な限り達成するという共同責任を分担するための効果的なメカニズムを構築するよう要請する。
29. また、各国議会に対し、病気の蔓延及びその他の公衆衛生に関する事態を、特に体系的な予防接種キャンペーンを通じて防ぎ、監視と対応のシステムを強化することによって、世界健康安全保障を確保するためのあらゆる手段を講じ、国際保健規則（2005）の実施を主導し、また各国が義務を果たし、公衆衛生リスクに対し予防、発見及び対応するための各国の公衆衛生の中核的能力における重大な格差に対処するための適切な資源の配分を主導するよう要請する。
30. 薬剤耐性（AMR）は深刻で差し迫った世界的な健康上の脅威であり、抗生物質耐性に対抗するために設計された措置は人間の健康に対する脅威からの保護及び必要な医薬品へのアクセスの確保において、重要な側面であることを認識し、抗生物質耐性を SDGs のグローバル指標又は中間目標として含めるように要請し、組織間連携委員会の勧告の完全な履行を要求し、三機関（WHO、国際獣疫事務局（OIE）及び国連食糧農業機関（FAO））と国連環境計画に、特に各国が自国の行動計画実施を支援するために、AMR に関する活動を強化するよう要請する。
31. また、各国議会に対し、政治的、社会的、経済的、環境的及び気候的な健康の決定要因を、持続可能な開発の実現要素及び必要条件として扱い、健康への多分野的アプローチを推進するよう要請する。

32. 各国議会に対し、I P U加盟議会とその議会人が学んだU H Cの経験、ベストプラクティス、課題及び教訓の学習と共有を促進及び支援するよう要請する。
33. また、国連システムの機関、特にW H Oに対し、U H C達成を目的とした協調的で多面的な支援を各国に提供し、W H Oの権限が健康指標の評価であることに鑑み、U H Cへの進捗状況を監視するに当たって協力し、強力な学習する医療システムの構築を通じて、国のU H C政策を策定し監視する議会及び議会人の能力を増強するよう要請する。
34. さらに、各国議会及び議会人に対し、U H C達成に関する会議の勧告、特に2019年9月に開催された国連U H Cハイレベル会合の勧告の、各国における実施に向けて働きかけるよう要請し、I P Uに対し、これらの勧告のフォローアップと評価に必要な全てのツールを加盟国に提供するよう要請する。